平成２７年（フ）第１５７３号
札幌市白石区栄通２丁目１番29号　ピュアハウス105号
債務者　島田　明弥
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５７８号
札幌市西区琴似１条５丁目３番24―410号
債務者　大森　和徳
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５９３号
札幌市東区東苗穂７条２丁目４番６―101号
債務者　進藤　光夫
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９８号
相模原市南区上鶴間本町７丁目35番17号　ルートサイドハウス103
債務者　小川　佑慈
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４２号
相模原市南区麻溝台６丁目12番１号　サンシティハラ201号室
債務者　佐々木すみ恵
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４４号
相模原市南区相模台２丁目12番８号　グレース相模原405
債務者　進藤　政美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４９号
相模原市緑区大島2625番地５
債務者　吉野　昌子（旧姓古山）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９０号
静岡県富士市富士見台５丁目２番地の４富士見台ハイツ202号
債務者　杉山　塁宙
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８３０号
堺市中区深井中町3208番地　レオパレスＳＫＹＣＯＵＲＴ302号
債務者　大谷　京子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８３５号
大阪府羽曳野市栄町10番27―502号
債務者　山口　裕子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４０号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番273号
債務者　関　　孝一
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
沖縄県浦添市宮城６丁目１番20―506号　メゾンＹＯＳＨＩＮＡＧＡ
債務者　喜屋武聡子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３８９１号
大阪市淀川区野中南２丁目６番26―802号
債務者　木谷昌弘こと　兪　　再炳
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８０号
東京都小平市喜平町３丁目１番２―502号
債務者　永田奈生子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９２号
東京都国分寺市東元町３―30―７さくら国分寺ハウス302、住民票上の住所東京都昭島市昭和町５丁目７番16号コーポはまなす102号
債務者　松崎　　傳
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２０号
静岡県掛川市柳町18番地の１　シティハイツおおすみＡ206
債務者　石田　泰俊
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
静岡県浜松市中区萩丘３丁目11番44号
債務者　瀬戸山　晃
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係